

世田谷区告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区桜新町一丁目24番12の内

3 変更の区域

延長 9.53メートル

幅員 0.32メートルから0.37メートルまで

面積 3.25平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年4月3日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 桜新町一丁目5番

